

先日、福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）大ホールで「今こそ考えよう 共生教育（第1回）」（NPO法人障がい者より良い暮らしネット主催）という講演会が開催されました。その前半、「プロログ」とそれに続く「家族からのメッセージ」において、障がいのある子を持つ親の立場から、4人の方のお話がありました。

小さなたねを毎週土曜日に利用される野田部さわかさん（38歳）の母・和子さんは、脳性マヒによる重度障がいを持つさわかさんを、地元の小学校に入学させようと願い、就学相談会に掛け合いましたが、「あなたの子ともさんは養護学校へ行かせなさい」と指導を受けます。しかし、「地域の子どもは地域の小学校へ行くのが当たり前。まして障がいを持つさわかは、たくさんの人たちに見守られてこれからも地域で生きていくんです！」



チョコレート作り

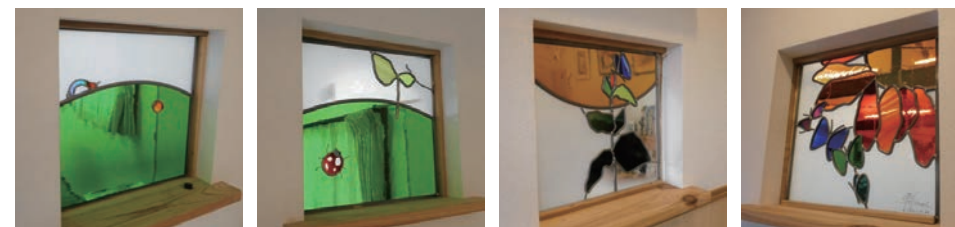
も、それに必死で抗いながら闘い続けた人たち、その運動に賛同し協力を惜しまなかった人たち……埋もれて見えなくされていた人権を掘り出し、人としての歩みを切り拓いたのだと思います。

抗いながら生きる

所長 水野 英尚

と訴え続けて、入学式の前日に入学通知を受け取りました。ところが、中学へ進学する際、「適正就学相談会」で教育委員会が一步も譲らず、とうとう中学3年間を、自主登校（入学が認められないため、支援者と学校の校門まで登校する）という手段に踏み切ります。3年間を、雨にも風にも雪にも暑さにも負けず、登校を続けたというのです。そんな26年前の出来事を、当時の悔しさを噛みしめて、時折声を詰まらせながら語られる姿が印象的でした。

その障がいゆえ反論もできずに、自由が利かず弱さを身にまとった本人たちを、大きな力で押しやつてしまうことは簡単なことなのかもしれません。でも、それに必死で抗いながら闘い続けた人たち、その運動に賛同し協力を惜しまなかった人たち……埋もれて見えなくされていた人権を掘り出し、人としての歩みを切り拓いたのだと思います。



小さなたねの物語が描かれたステンドグラス（ガラスアート TAKAMI 製作・寄贈）

たねスタッフのつぶやき

なにを書いたらいいのか……と悩んでいたとき、丁橋先輩にヒントを得たので、好きなものの話をします。好きなアーティストは星野源さんです。じつは同じ誕生日なのが、ちょっとした自慢です。

小さなたねでは、スタッフが持ち寄ったCDをBGMにしています。たまに星野さんの曲もかけられるのですが、スタッフにはあまり浸透していませんでした。

そんな中、先日小さなたねに来た男の子お母さんいわく、星野さんの『SUN』という曲がブームだとのこと。いそいそとCDを取り出すわたし。イントロが流れると彼は満面の笑顔を見せてくれました。その日、小さなたねではずっと星野さんの曲が流れていたのです。最近の、ちょっとしたいい出来事でした。

あとは、Mr.Childrenが大好きです。その話は、またいつか。

（才津）



医療法人にのさかクリニック
地域生活ケアセンター 小さなたね

〒814-0172 福岡市早良区梅林 6-23-3
電話 092-874-3051 FAX 092-874-3052
E-mail: chisanatane@tune.ocn.ne.jp

後記

スーパーの魚売り場で、パック詰めのアサリがゆーっくり動いている。元気だからか苦しいのか。瀕死ではなからうが、ふと、魚介類が鳴き声や呻き声を出すならば、こういう売られ方はしないのだろうと思う。さて、最近少し疲れやすくて、つい「ハア…」と溜め息。ある時、「ハア…ひふへほ」と続けたら気が紛れた気がして、何度も繰り返した。すると息子（重心）が「ハア～」と大きな溜め息。「いい加減にしろ」と言われたようで、嬉しくなった。（E）

互いの配慮し合おう

今から10年前、国連総会で「障害者権利条約」（障害者の権利に関する条約）が採択されました。障がいのある人たちが差別されることなく平等に社会参加していくために、教育・労働・健康等あらゆる面での原則が謳われています。日本では2013年「障害者差別解消法」を成立させ、2014年に批准し、141番目の締約国機関となりました。この条約における重要な要素は、「障害」は障がいのある人たちが当事者の事柄ではなく、私たちの社会がづくり出していることを明確にしていることです。

障害者権利条約第2条では、障がいのある人たちの人権と自由を確保していくための「合理的配慮」を定義しています。この「合理的配慮」とは、障がいのある人たちが社会参加や教育・労働等していくとき、それを妨げる「障害」となるものを、可能な限り解消していく努力を、社会全体はしなければならないということです。その努力を怠ってしまうことで、差別や平等を欠いた社会をつくり出しはならないのです。

障がいのある方たちの社会参加を促していく上で、この

ような条約を規範としていくことは大切なことだと思いますが、しかし一方で、十分な理解を得られないまま法律や制度が先行してしまうと、人と人の温もりのある「コミュニティ」とは程遠い社会を生んでしまいます。

私たちは、まず「障害」とは何なのか、なぜこのような条約が必要なのか、それをきちんと学ぶ機会が必須だと思います。そうでなければ、物理的なバリア（障害）が取り除かれたとしても、心通い合うためのバリア（障害）はそのままになってしまふと思います。そのような意味で、今後の学校教育等における役割は大きなものでありましよう。これからの社会を担っていく子どもたちが、障がいがあっても無くても、それぞれが社会の構成員として尊重されなければならぬことを、学ばなければなりません。

*

あるSNS（ソーシャルネットワーク）にこんなイラストの投稿がありました（左ページ参照）。

3人の人が野球観戦をしています。左端の人は一番背が高く、踏み台無しでも十分に観戦できます。真ん中の人は中くらいの背で、踏み台が1つないと十分な観戦ができません。そして右端の人はとても背が低く、踏み台1つあっても全く見えないのです。

たねのスタコラ

昨年、小さなたねにカフェ「たね」がオープンしました。ランチの日にはたくさんの方々が集い、活気に満ちあふれてきています。

私は喫茶店でくつろぐのが好きで、「珈琲」という看板に敏感です。最近「カフェ」が多くなりましたね。「カフェ」、「Cafe」の文字にも敏感になってきました。

「ブラジレイロ」や「阿蘭陀珈琲館」…好きな喫茶店がたくさんあるのですが、私にとっての一番は西新にある純喫茶の「伊藤」です。平成元年に福岡へ引越して来た時、初めて住んだのが西新でした。それ以来ずっと通っているお店です。白いシャツに蝶ネクタイのしゃきっとされたマスターと、テキパキかつ優雅な動きのママさんがいつも居てくれる安心感があります。

最近、那珂川方面へ行くたびに気になっていたお店がありました。「クローバー」というお店で、先日やっと思うことができました。お店に入った瞬間、コーヒーのいい香りがし、お店の中は広くてゆったりとくつろぐことができました。

さて、カフェ「たね」は、コーヒー、スープランチがとてもおいしく、身も心もあたたまり、小さなたね利用者さんがレジ係で活躍する姿に心しみ、所長こだわりのカップも必見です。

私にとっても思い出のあるカフェになるのだと思います。

水曜、金曜、絶賛営業中!! お待ちしていま〜す。



くつろぎの喫茶店



高橋 健一（介護職）

アイルランドの風が吹きました



2月5日、守安功さん・雅子さんご夫妻による「アイルランドの風コンサート」が小さなたねで行われました。

爽やかな風のような音色が、私たちを心地良い世界に導いてくれました。



小さなたねでほっこり



近所の梅の花を見にお出かけ



〆足湯、で心も体もリラックス

『あかはな そえじ先生のひとりじゃないよ』

ぼくが院内学級の教師として学んだこと



副島 賢和 著

(学研教育みらい、1400円+税)

「Doingの前にBeingとは、『何かが行える』『何かができる』ことでなく、『そこに存在しているだけで価値がある』ということを伝えるかわりをする事です」

(本書より)

子どもたちにとって、病気や障がいがあっても「学ぶ」ことの大切さ、その意味を、昭和大学病院の院内学級(さいかち学級)での取り組みから示してくれます。



『市民ホスピスへの道』

〈いのち〉の受けとめ手になること

最近、医療や介護の分野で「地域包括」という言葉をよく目にします。厚労省もグランドデザインとして掲げています。しかし、すでに形骸化しているようにも感じます。自分たちの「いのち」は、自分たちで考えることの必要な提言がまとめられた本です。ぜひ、一読をおすすめします。



山崎章郎、二ノ坂保喜、米沢慧 著

(春秋社、1800円+税)



さわら地域 チャリティバザー

2016年4月24日(日)

12:00~14:00

にのさかクリニック駐車場にて

主催：さわらチャリティひろば実行員会

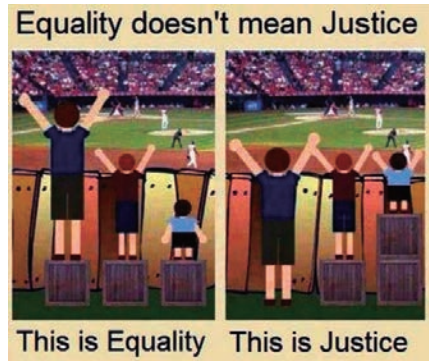
共催：バングラデシュと手をつなぐ会

にのさかクリニック

※バザーへの提供品は、にのさかクリニック
(092-872-1136) までご一報下さい。



小さなたねのブースでは、
「たねうどん」の販売を
予定。皆さまのお越しを
お待ちしております。



平等であることは、公平ではない！

私はこの絵を見たとき、「平等」であることが正しいと
される価値基準は
至る所で蔓延して
いて、子どもの頃
から、それだけが
良いことであると
教わってきたよう
に思いました。と
ころが、「公平」
について学んだこ
とがあるかと尋ね

左側の絵では、その3人それぞれに「平等」に踏み台1
つが分け与えられています。そうすると、一番背が高い人
はさらに高い位置で試合を観戦することができ、中くらいの
人は普通に観戦ができるのですが、一番背の低い人は踏
み台一つでは足りず、全く試合を見ることができません。
絵の下には「Equality」(平等)と書いてあります。
一方、右側の絵を見て下さい。一番背の高い人の踏み台
が一番背の低い人の所に置かれることによって、3人が共
に野球観戦を楽しむことができます。そして絵の下に
は「Justice」(公平)と書かれています。
私はこの絵を見たとき、「平等」であることが正しいと

られたら、自信がありません。ずっと大人になってから、
「平等」も「公平」も社会的マイノリティたちとの出会い
を通して、体験的に学ぶ他なかったように思います。
「障害者権利条約」における「合理的配慮」が掲げられ
たとき、その言葉だけが一人歩きをして、つまり「平等」
だけがクローズアップされ、それだけ解消しておけば大
丈夫だと無難にやり過ごされてしまわないかと危惧して
います(何もしないよりは前進なのでしょうが...)。

*

障がいのある人が、人としての権利を問うならば、当
然そこにある「公平」さが問われなければ、本来あるべき
権利を獲得したことになります。少子高齢化がますます
加速していく現代社会で、障がいのある人たちの暮
らしを考えていくことの中には、誰もが暮らしやすい社
会を形成していくためのヒントが満載です。

今を生きる私たちが、どのように未来を見据えていく
のかが問われています。自分たちの持ち分を理解し、そ
ろそろ身の丈に合った暮らしにシフトして、この国が本
来得意としてきた、「互いに配慮し合つ」ことを良しとし
た社会を目指して行きたいものです。